

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：平成29年6月23日（平成29年（独個）諮問第41号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（独個）答申第43号）

事件名：「本人に関する個人情報とその入手経路」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者に関する個人情報とその入手経路」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本司法支援センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年6月6日付け司支東京第161号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されており、本答申ではその内容は記載しない。

審査請求人の個人情報がどのような理由で、法17条に該当するのかの理由が開示されていない。

法14条に定める不開示情報に審査請求人の個人情報が該当するとの判断と推測されるが、該当する理由が明確でない。

審査請求人の個人情報の全てを非開示とする理由。何故、一部開示もできないのかの説明がなされていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

センターでは、以下の理由により、原処分を維持することが相当と考える。

本件開示請求において、開示請求者より提出された開示請求書には、開示を請求する保有個人情報として、「開示請求者に関する個人情報とその入手経路」と記載されているのみであり、法13条1項2号に定めのある、

開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項としては不十分であった。

そのため、開示請求書の受付を行った窓口において、対象となる保有個人情報の特定を行うべく、開示請求者への聴取を試みたところ、開示請求者からは、開示請求者の配偶者がセンターを利用しており、配偶者の記録の中に自身の個人情報が含まれているとの主張がなされた。

したがって、本件開示請求に係る保有個人情報は、センターが保有するとされる開示請求者の配偶者の個人情報に含まれる可能性のある開示請求者の個人情報となるが、このような請求に対し、仮に開示請求に係る保有個人情報の存否を答えた場合、同時に開示請求者の配偶者のセンター利用の有無、あるいは利用した際の相談内容といった、開示請求者の配偶者の個人情報（法14条2号の「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し、不開示情報である）を開示することとなる。

よって、本件開示請求を、法17条に該当するものとして、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにすることなく、本件開示請求を拒否した原処分は、妥当であると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年6月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月14日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年8月1日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当である旨説明することから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 理由の提示について

- (1) 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（法17条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、法18条2項に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要とされている。この理由提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにあり、理由提示が不十分な場合、

当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。

(2) 当審査会において原処分の法人文書不開示決定通知書を確認したところ、「開示をしないこととした理由」欄には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第17条に該当するため」と記載されているのみであって、開示請求に係る保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する具体的理由、すなわち、その存否を答えるだけで開示することとなる不開示情報がどのような情報であり、法14条各号のいずれの不開示事由に該当するかといった内容の記載は皆無である。

(3) このような原処分は、開示請求者（審査請求人）にとっては、どのような理由によって開示請求を拒否されたのかを了知できず、法に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法18条2項の趣旨及び行政手続法8条に照らして違法であるので、原処分は取り消すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司